

職場の 化学物質管理が変わります！

～安全な職場づくりに向けて～



↑↑↑
ホームページには
健康情報が
盛りだくさん！

◆労働安全衛生法関係法令の改正により、新たな化学物質規制が導入されます

※1

POINT

1

リスクアセスメント対象物
が大幅に増加！

リスクアセスメント対象物は法令改正前の
674物質から順次追加され、最終的には約
2,900物質になるといわれています。

※ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施が義務である物質



GHSマーク

POINT

2

労働者がリスクアセスメント対象物
に暴露される濃度の低減措置義務化

屋内作業場で労働者がばく露される程度を
厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度
基準値）以下としなければなりません。

※厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

POINT

3

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます

③-1 化学物質管理者の選任義務化

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い
または譲渡提供をする事業場（業種・規模
要件なし）では選任が必要です。

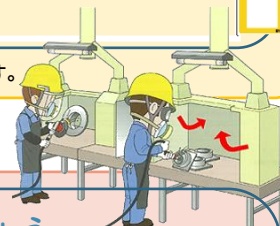
③-2 保護具着用管理責任者の選任義務化

リスクアセスメントに基づく措置として
労働者に保護具を使用させる事業場は
選任が必要です。

保護具着用
管理責任者

※1 令和4年5月31日の改正により新たな化学物質管理の制度が導入され、その規制の多くが令和5年4月1日に施行されています。

◆事業者が実施することを具体的に確認していきましょう！



STEP

1

取扱い化学物質を把握しましょう

事業場内で扱うすべての化学物質を
リストアップして一覧を作成したら、リス
クアセスメント対象物を特定しましょう。
リスクアセスメント対象物以外の物質も含
むすべての物質の危険性・有害性を確認し
ましょう。

職場の安全サイトで検索

STEP

2

体制を整備しましょう

選任義務のある事業場は、化学物質
の管理に関わる業務を適切に実施できる能
力を有する者を「化学物質管理者」に、保
護具について一定の経験及び知識を有する
者を「保護具着用管理責任者」に選任しま
しょう。社内周知も大切です。

STEP

3

リスクアセスメントを実施しましょう

化学物質による危険性・有害性を特
定し、その特定された危険性・有害性に基
づくリスクを見積り、リスクの見積もり結
果に基づいてリスク低減措置
(リスクを減らす対策)の
内容を検討しましょう。



STEP

4

その他確認しておきたいこと

①労働者への教育（雇入れ時教育も
含む）、②ラベル表示、SDS交付、③がん
原性物質へ対応、④労働災害時の対応など
があります。

詳しくは ケミサポ で検索



◆リスクアセスメントについて復習しよう☆

リスクアセスメント

- 手順1 化学物質などによる危険性または有害性の特定
- 手順2 特定された危険性または有害性によるリスクの見積もり
- 手順3 リスクの見積もりに基づくリスク低減措置の内容の検討
- 手順4 リスク低減措置の実施
必要に応じて
再度見積もり
- 手順5 リスクアセスメント結果の労働者への周知、記録

皮膚等への障害防止のため、保護具の
適切な着用が義務づけられます。物質の
有害性に応じて、労働者に障害等防止用
保護具を使用させなければなりませんの
で、まずは「保護具着用管理責任者」を
選任し、有害な化学物質から
従業員を守りましょう。

